

交通誘導警備業務にかかる検定合格警備員の「配置路線」の拡充について

平成28年1月1日施行

交通誘導警備業務の契約時に必ず確認して下さい

千葉県公安委員会が認定する路線について見直しを行い、**県内27路線**を認定しました。警備業者が、下記路線において交通誘導警備業務を行う際には、交通誘導警備業務を行う場所ごとに**交通誘導警備業務1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置**しなければなりません。

路線	区間
一般国道6号	千葉県内の区間
一般国道14号	千葉県内の区間
一般国道16号	千葉県内の区間
一般国道51号	千葉県内の区間
一般国道126号	全区間
一般国道127号	全区間
一般国道128号	全区間
一般国道296号	全区間
一般国道297号	全区間
一般国道356号	全区間
一般国道357号	千葉県内の区間
一般国道408号	千葉県内の区間
一般国道410号	全区間
県道松戸野田線	全区間
県道千葉茂原線	全区間
県道千葉鎌ヶ谷松戸線	全区間
県道千葉臼井印西線	全区間
県道浜野四街道長沼線	全区間
県道長沼船橋線	全区間
⑨一般国道409号	千葉県内の区間
⑨一般国道464号	全区間
⑨県道市川浦安線	全区間
⑨県道船橋我孫子線	全区間
⑨県道千葉大網線	全区間
⑨県道市川柏線	全区間
⑨県道市川印西線	全区間
⑨県道松戸原木線	全区間

路線の見直しにより、県内20路線から27路線に変更されます。
検定合格警備員の適正な配置をお願いします。



⑨～平成28年1月1日から、新たに検定合格警備員の配置が必要となる路線

※ 従来の認定路線であった「**県道若宮西船市川線**」は**解除**となりますのでご注意ください。

認定路線は、都道府県によって異なりますので、他の都道府県で交通誘導警備業務を実施する警備業者の方は、該当する都道府県公安委員会（警察）へお問い合わせください。

千葉県に関するお問い合わせ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業係

043(201)0110(内線3476～3478)

千葉県警察本部・(一社)千葉県警備業協会